

【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;"><u>令和3年11月6日（改定）</u></p> <p>【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●用具の貸し借り・共用はしない。</li> <li>●<u>出稽古を受け入れる場合は、十分な感染症対策を講じる。受け入れ可否については、執行部にて検討のうえ決定する。</u></li> <li><u>＜出稽古受け入れ条件＞</u></li> <li>・<u>受け入れ人数は指導者・引率者・見学者等を含め20名までとすること。</u></li> <li>・<u>当会における感染症対策を順守すること。</u></li> <li>・<u>事前連絡をすること。</u></li> <li>・<u>名簿の提出等により、参加者の氏名・連絡先・目的（練習参加/引率・指導/見学等）を申告すること。</u></li> <li>・<u>入館時もしくは稽古中に体調不良者が発覚した場合、該当者は速やかに退出すること。その他の出稽古参加者は会長の指示に従うこと。</u></li> </ul>	<p style="text-align: right;"><u>令和3年7月1日</u></p> <p>【小中台剣友会】稽古継続のための感染予防ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●用具の貸し借り・共用はしない。</li> <li>●<u>出稽古は当面受け入れない。</u></li> </ul>

・感染者・濃厚接触者があった場合に相互連絡が可能であること。

・主な活動地域における感染状況・行動制限が許容できる範囲であること。

・12歳以上の者である場合、ワクチン接種を完了していること。

●会の活動として合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否については執行部にて検討のうえ決定する。

●**個人で出稽古等に参加する場合は、感染症対策を徹底する。出稽古等において感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、速やかに会長に報告する。**

●合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分な感染症対策を講じる。主催可否については執行部にて検討のうえ決定する。

●稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。

●消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。

●校庭の遊具は利用しない。

●合同練習・大会等に参加する場合は、主催者が十分な感染症対策を講じていることを確認する。参加可否については執行部にて検討のうえ決定する。

●合同練習・大会等を主催する場合は、主催者として十分な感染症対策を講じる。主催可否については執行部にて検討のうえ決定する。

●稽古の時間以外も感染症拡大防止に努める。

●消毒等で使用した廃棄物は会長が処分する。会長が不在の場合は副会長もしくは役員がこれを代行する。

●校庭の遊具は利用しない。